

令和4年10月1日から

家庭ごみ有料化 戸別収集開始

市では、循環型社会の形成を推進するため、家庭ごみ有料化および戸別収集について、パブリックコメントや市民説明会で皆様からのご意見を踏まえて実施方法を検討してきました。

令和3年12月に市議会定例会にて、家庭ごみ有料化および戸別収集に関する改正条例が可決され、令和4年10月1日から開始することとなりました。今後、詳しい内容を市報やごみ情報誌、ホームページ、市民説明会を通じてお知らせしていきます。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

家庭ごみ有料化および戸別収集を実施する4つの目的

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1 良好な環境の次世代への継承 | 2 ごみの減量及び資源化の推進 |
| 3 排出量に応じた負担の公平性の確保 | 4 ごみに対する意識の向上 |



有料で収集となる品目

有料で収集となる品目は、可燃ごみ（燃やせるごみ）、不燃ごみ（燃やせないごみ）、容器包装プラスチックの3種類です。令和4年10月1日以降に収集するものについては、種類ごとに指定収集袋を購入し、その袋に入れて排出することとなります。指定収集袋の取扱店は、8月頃にお知らせします。

なお、同時期に、指定収集袋の色や大きさをご確認いただくため、実際の排出時にも使えるサンプルセットを全戸配布します。

また、生活保護を受給されている世帯など、社会的配慮が必要な世帯に対して、経済負担の軽減を考慮し、指定収集袋を交付することで、手数料の一部を減免します。交付の対象となる世帯については4ページをご覧ください。手続きの方法等は、今後、市報やホームページなどでお知らせします。

燃やせるごみ

ティッシュペーパー、汚れた紙や布、生ごみ、汚れが落ちない容器包装プラスチック、革製品

など



可燃ごみと不燃ごみ、それぞれ分別は必要ですが、どちらの排出にも使用できます。

燃やせないごみ

陶磁器、保存用のびん、ガラス、小型家電（電池を外す）、調理器具を除く金属製品、プラスチック製品（プラマークなし）

など

袋の容量	手数料 (10枚入り)
5リットル相当	100円
10リットル相当	200円
20リットル相当	400円
40リットル相当	800円

容器包装プラスチック



このプラマークがあるきれいなもの

弁当パック、ペットボトルのラベル・キャップ、食品トレー、発泡スチロール

など



袋の容量	手数料 (10枚入り)
10リットル相当	100円
20リットル相当	200円
40リットル相当	400円

引き続き無料で出せる品目

ペットボトル

かん・金属

ライター

びん

古紙類

布類

有害物

(電池・蛍光灯・水銀体温計)

落ち葉
雑草類

剪定枝

紙おむつ

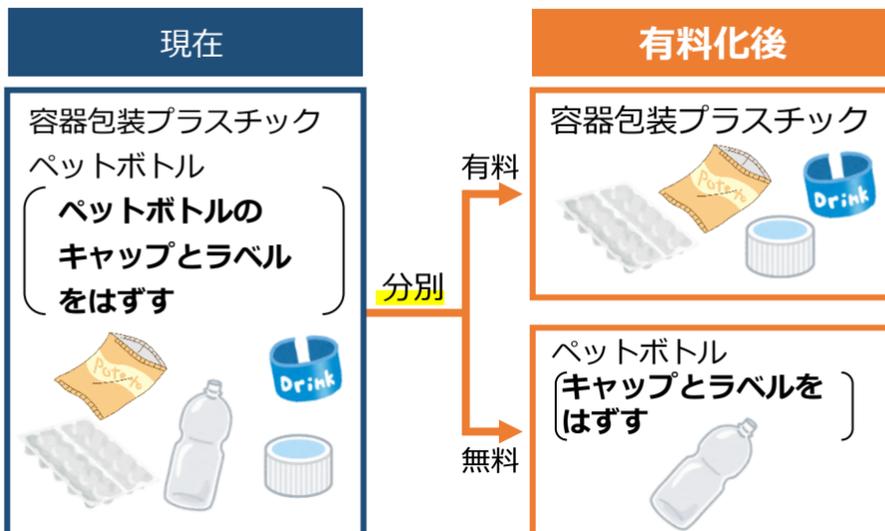
(ペット用は除く)

地域清掃ごみ

落ち葉・雑草類、紙おむつ（ペット用は除く）、地域清掃ごみはその材質等に応じて可燃ごみなどの収集日に回収しますが、他のごみとは分けていただければ、無料で回収します。詳しい分別・排出方法は、市報やごみ情報誌等で随時お知らせしていきます。



収集区分の変更



ペットボトルとキャップやラベルは、同じ袋で回収していますが、家庭ごみ有料化後は、プラスチック製のキャップとラベルは「容器包装プラスチック」、ボトル部分は「ペットボトル」の収集日に出してください。

また、有料化導入後は、ラベルやキャップがはずれていない場合は回収できません。ご協力をお願いします。

収集回数の変更

品目	現在	有料化後
燃やせるごみ	週2回	週2回
燃やせないごみ	4週に1回	月1回
容器包装プラスチック	4週に3回	週1回
ペットボトル		隔週1回
古紙等	週1回	月3~4回
かん・金属	隔週1回	隔週1回
ライター・びん・有害物	隔週1回	隔週1回

令和4年10月1日以降のごみ収集カレンダーは、8月頃に全世界に配布します。



ラベルの簡単なはずし方

1 キャップを外す



2 ボトルをへこませる



Point

隙間ができてつまみやすくなります。

3 ミシン目やはがし口に沿ってひっぱる



ボトルは中をすすぎ、つぶして捨ててください。

今から!

有料化直前に慌てないよう、
計画的なごみ出しを!

有料化直前にごみを大量に排出すると、集積所に置ききれずに、「有料化の前にごみを出し切れない!」ということが起こる可能性があります。また、ごみ処理施設や、ごみ収集車の能力を超える量のごみが排出されてしまうと、ごみの収集や処理が間に合わなくなってしまいます。

今のうちから計画的に不要なものは処分をいただくよう、ご協力をお願いします。



戸別収集の実施方法

令和4年10月からは、**有料、無料問わずすべての品目について、ごみを出す場所がこれまでの集積所から各住宅の敷地内に変更となります。**ただし、建物単位での排出となることから、集合住宅については、敷地内の集積所への排出に変更はありません。なお、これまで敷地内に集積所がなく、近隣の集積所に排出していた集合住宅では、戸別収集に伴い、新たに敷地内に集積所を設けていただくこととなります。

戸別収集実施に当たり、**具体的な排出場所については、今後、各世帯及び集合住宅の調査を行い、居住者等の意向を踏まえながら決定していきます。**ご協力をお願いします。

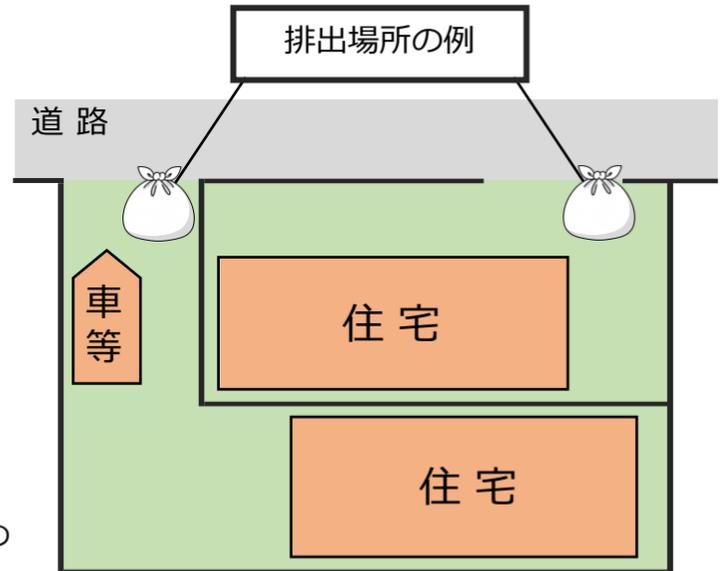
戸建住宅の場合

お住まいの住宅の**敷地内で道路際**に出してください。
車や門扉がある場合にも、道路際に出してください。

※ **道路上には出せません。**

集合住宅の場合

- 敷地内に集積所がある場合
→ 既存の集積所を継続して利用できます。
- 敷地内に集積所がない場合
→ 入居者の方々が排出するための集積所を、管理者等が当該集合住宅の敷地内で、道路際などの収集が容易にできる場所に設置してください。
(道路際でない場合は、事前に相談をお願いします。)



戸建住宅の場合の出し方例



プライバシー保護や散乱防止の観点から、各世帯でご用意いただいたかご等に置いて排出することもできます。

- ストッカーなど、**中が確認できないものを使用する場合は、「ごみ」などの表示をお願いします。**
- かごやストッカーを利用する場合にも、**風で飛ばないように、おもしろをするなど、対策をお願いします。**

導入までの主なスケジュール



※ 収集カレンダー等：ごみ収集カレンダー、指定収集袋サンプルセット、ごみ分別辞典（出し方、分け方を示した冊子）

ごみ減量のアイデアを募集します！

ごみの減量に向け、皆様が日頃行っているごみ減量のアイデアを募集します。今後のホームページやごみ情報誌、市報などの参考にさせていただきます。



応募方法

任意の用紙※か応募用紙に必要事項を記入し、応募先に持参又は郵送、ホームページから応募してください。応募用紙はホームページでダウンロードできます。
※ 任意の用紙の場合は、ごみ減量アイデアへの応募であることを明記してください。

【必要事項】

- ①氏名、②電話番号又はメールアドレス、③アイデアのタイトル（任意）、④アイデアの内容（絵や写真使用可）、⑤アイデアの効果

【応募先】

武蔵村山市 協働推進部 ごみ対策課
住所：〒208-8501 武蔵村山市本町一丁目1番地の1



ホームページはこちら

アイデア例

アイデア

トイレトペーパーなどが入っていた大きなビニール袋をごみ袋の代わりに使う。

効果

捨てるだけのビニール袋を使わないことで、プラスチックごみを減らすことができる。

充電式電池は絶対に 不燃ごみなどに混ぜないでください！

充電式電池を他のごみと一緒に捨ててしまうと、ごみ収集車や処理施設などで発火し、火災等の原因となります。充電式電池の分別にご協力をお願いします。

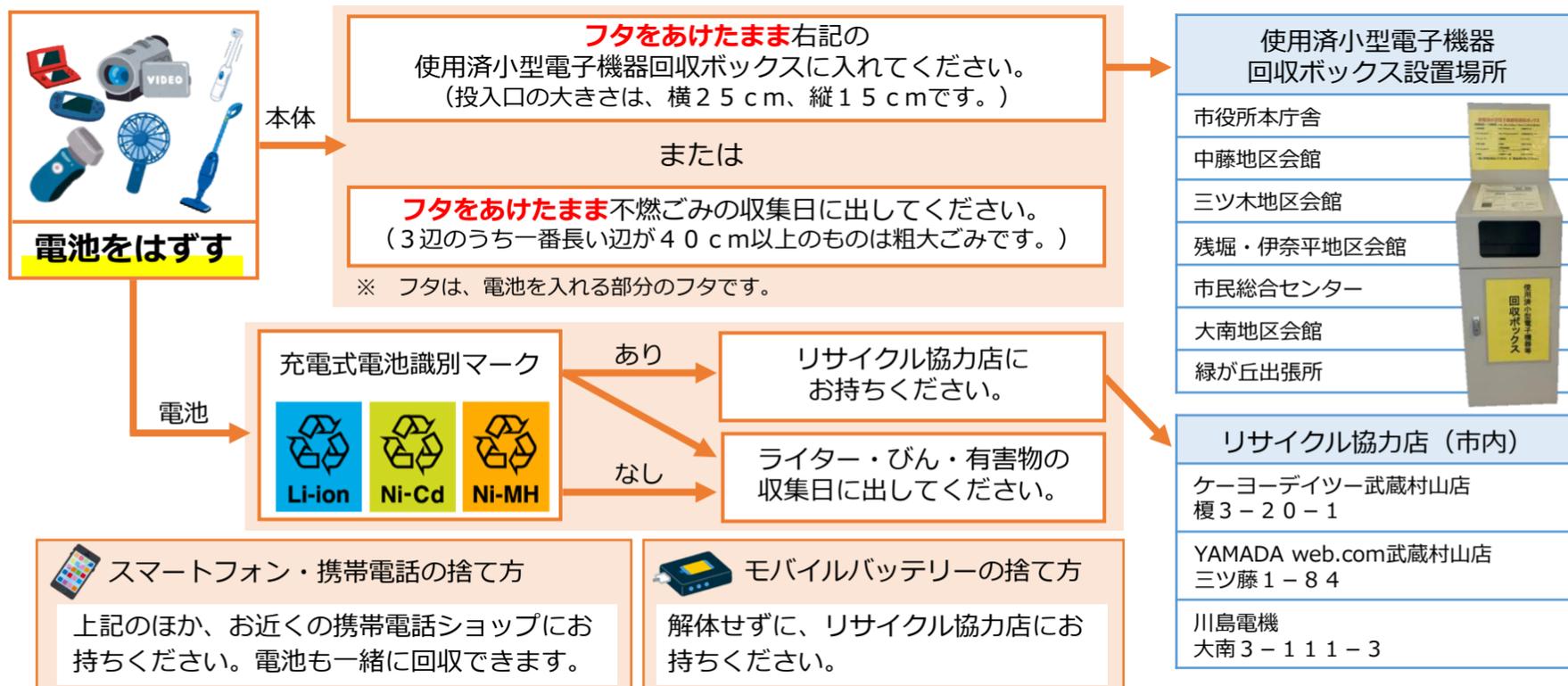


出典：(公財)日本容器包装リサイクル協会

「充電式電池が使用されている製品」 ・ 「充電式電池」の捨て方



充電式電池は、多くの電子機器に使用されており、電源コードが無くても動くものは電池が入っています。電池は必ず外すようにお願いします。



不法投棄は犯罪です！

必ず決められた場所に、ルールを守ってごみを出してください。

不法投棄というと、山奥に、大きな家具や家電を捨てる。というイメージを持っている方もいるのではないのでしょうか。不法投棄とは、場所やごみの量を問わず、定められた方法以外でごみを捨てることです。不法投棄をすると、個人の場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、又はこの両方が適用されます。

必ず、決められた場所に、ルールを守ってごみを出してください。

こんなことしてませんか？

- 他の地域の集積所にごみを捨てる。
- コンビニやスーパーなどに家から持ってきたごみを捨てる。

何気なくやっていることが、実は不法投棄に当たる可能性があります。ごみは、ルールを守って捨ててください。



ごみ出しのルール

- 収集区分ごとに分別をする。
- 収集日の朝8時までに出す。
- 袋の口はきちんと結ぶ。
- 決められた集積所に出す。



家庭ごみ指定収集袋
交付対象世帯

右の条件に該当する世帯については、世帯人数に応じた枚数の指定収集袋を交付することにより、家庭ごみ処理手数料の一部を減免することとします。

なお、交付する指定収集袋の枚数を超える量のごみを排出する場合には、指定収集袋を購入していただくこととなります。

- ア 生活保護受給世帯
- イ 中国残留邦人等支援給付受給世帯
- ウ 児童扶養手当※¹または特別児童扶養手当受給世帯
- エ 身体障害者手帳(1級または2級)の者が属する世帯
- オ 愛の手帳(1度または2度)の者が属する世帯
- カ 精神障害者保健福祉手帳(1級)の者が属する世帯
- キ 国民年金遺族基礎年金※²受給世帯

世帯全員の住民税が非課税の世帯

※¹ 児童手当ではありません。 ※² 国民年金ではありません。